

第1 所得税の源泉徴収制度の概要

I 源泉徴収制度の意義

所得税は、所得者自身が、その年の所得金額とこれに対する税額を計算し、これらを自主的に申告して納付する、いわゆる「申告納税制度」が建前とされていますが、これと併せて特定の所得については、その所得の支払の際に支払者が所得税を徴収して納付する源泉徴収制度が採用されています。

この源泉徴収制度は、①給与や利子、配当、税理士報酬などの所得を支払う者が、②その所得を支払う際に所定の方法により所得税額を計算し、③支払金額からその所得税額を差し引いて国に納付するというものです。この制度により源泉徴収された所得税の額は、源泉徴収だけで課税関係が終了する源泉分離課税の利子所得などを除き、最終的にはその年の年末調整や確定申告によって精算されます。

II 源泉徴収義務者

源泉徴収制度においては、所得税を源泉徴収して国に納付する義務のある者を「源泉徴収義務者」といいます。源泉徴収の対象とされている所得の支払者は、それが会社や協同組合である場合はもちろん、学校、官公庁であっても、また、個人や人格のない社団・財団であっても、全て源泉徴収義務者となります（所法6）。

ただし、常時2人以下の家事使用人のみに対して給与等の支払をする個人が支払う給与等や退職手当等、税理士報酬などの報酬・料金等については、所得税を源泉徴収する必要はありません（所法184、200、204②二）。

III 源泉所得税の納税地

源泉徴収義務者が源泉徴収した所得税は、その納税地の所轄税務署に納付することになりますが、源泉所得税の納税地は、原則として、源泉徴収の対象とされている所得の支払事務を取り扱う事務所や事業所等のその支払の日における所在地とされています（所法17）。

なお、その支払事務を取り扱う事務所等の移転があった場合には、移転前の支払に対する源泉所得税の納税地は、移転の届出書に記載すべき移転後の事務所等の所在地とされています（所法17、所令55①）。

IV 給与支払事務所等の届出

1 「給与支払事務所等の開設届出書」の提出

給与等の支払者は、次の事実が生じた場合には、その事実が生じた日から1か月以内に「給与支払事務所等の開設届出書」を、その給与支払事務所等の所在地の所轄税務署長に提出することになっています（所法230、所規99）。

（注）個人が新たに事業を始めた、事業を行うための事務所などを設けたりした場合には、「個人事業の開業等届出書」を所轄税務署長に提出することになっていますので（所法229）、この届出書の提出は不要です（所法230）。

- (1) 新たに給与等の支払事務を取り扱う事務所等を設けたこと（例えば、法人の設立、支店や営業所の開設等）。
- (2) 支店、営業所等で新たに給与等の支払事務を取り扱うことになったこと。

2 「給与支払事務所等の移転（廃止）届出書」の提出

給与等の支払者は、次の事実が生じた場合には、その事実が生じた日から1か月以内に「給与支払事務所等の移転（廃止）届出書」を、その給与支払事務所等の所在地の所轄税務署長に提出することになっています（所法230、所規99）。

（注）個人の事業者が事業を行う事務所等を移転したり廃止したりした場合には、「個人事業の廃業等届出書」を所轄税務署長に提出することになっていますので（所法229）、この届出書の提出は不要です（所法230）。

- (1) 解散や廃業、休業等により給与等の支払がなくなったこと。
- (2) 支店や営業所等で給与等の支払事務を取り扱わなくなったこと。
- (3) 給与等の支払事務を取り扱う事務所等を移転したこと。

（注）給与等の支払事務を取り扱う事務所等を移転した場合には、移転前及び移転後のそれぞれの納税地の所轄税務署長にこの届出書を提出することになっています（所規99）。

V 源泉徴収の対象となる所得の範囲

源泉徴収の対象となる所得の範囲は、その所得の支払を受ける者の区分に応じて次の表のとおりとなっています。

なお、これらのうち主なものについては、それぞれの項で説明します。

支払を受ける者	源泉徴収の対象とされている所得の種類
居住者 (所法2①三) [国内に住所を有する個人又は現在まで引き続いて1年以上居所を有する個人]	1 利子等(所法23、181①、措法3の3①③、4の4①、6②) 2 配当等(所法24、25、181②、措法8の2①、8の3①③、9の2②、9の3の2①、37の11の6⑥) 3 給与等(所法28、183) 4 退職手当等(所法30、31、199、措法29の6) 5 公的年金等(所法35③、203の2) 6 報酬・料金等(「3 給与等」又は「4 退職手当等」に該当するものを除きます。)(所法204、措法41の20) 7 保険業法に規定する生命保険会社、損害保険会社等と締結した保険契約等に基づく年金(所法207) 8 定期積金の給付補填金等(所法174三～八、209の2、措法41の10) 9 匿名組合契約等に基づく利益の分配(所法210) 10 特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得等(措法37の11の4) 11 懸賞金付預貯金等の懸賞金等(措法41の9) 12 割引債の償還差益(措法41の12)
内国法人 (所法2①六) [国内に本店又は主たる事務所を有する法人]	1 利子等(所法174一、212③、措法3の3②③、6②) 2 配当等(所法174二、212③、措法8の2③、8の3②③、9の2①②、9の3の2①) 3 定期積金の給付補填金等(所法174三～八、212③) 4 匿名組合契約等に基づく利益の分配(所法174九、212③) 5 馬主が受ける競馬の賞金(所法174十、212③) 6 懸賞金付預貯金等の懸賞金等(措法41の9) 7 割引債の償還差益(措法41の12)
非居住者 (所法2①五) [居住者以外の個人及び外国法人(所法2①七)内国法人以外の法人]	1 次に掲げる対価等で国内にその源泉があるもの(所法161一の二～十二、212①②⑤、措法9の3の2①、37の11の6⑥、42①) (1) 国内において行う組合契約事業から生ずる利益の配分(国内に恒久的施設を有しない非居住者又は外国法人が支払を受けるものを除きます。) (注)「組合契約事業」とは、所得税法第161条第1号の2に規定する組合契約に基づいて行う事業をいいます。 (2) 国内にある土地等の譲渡による対価 (3) 国内において人的役務の提供事業を行う者が受けるその役務提供の対価 (4) 国内にある不動産、船舶、航空機などの貸付けの対価及び地上権などの設定の対価 (5) 国内にある営業所等に預け入れられた預貯金の利子等 (6) 内国法人から受ける剰余金の配当、利益の配当、剰余金の分配又は基金利息、国内にある営業所等に信託された投資信託(公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託を除きます。)(又は特定受益証券発行信託の収益の分配) (7) 国内において業務を行う者に対するその国内業務に係る貸付金の利子 (8) 国内において業務を行う者から受けるその国内業務に係る工業所有権、著作権等の使用料又は譲渡の対価 (9) 給与等その他の人的役務の提供に対する報酬のうち、国内において行う勤務等に基因するもの、公的年金等のうち一定のもの、退職手当等のうち受給者が居住者であった期間に行った勤務等に基因するもの(非居住者のみ) (10) 国内において行う事業の広告宣伝のための賞金 (11) 国内にある営業所等を通じて保険業法に規定する生命保険会社、損害保険会社等と締結した保険契約等に基づく年金 (12) 国内の営業所等が受け入れた定期積金の給付補填金等 (13) 国内において事業を行う者に対する出資につき、匿名組合契約等に基づいて受ける利益の分配 2 外国特定目的信託の利益の分配又は外国特定投資信託の収益の分配(措法9の6) 3 国内に恒久的施設を有する非居住者が行う特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得等(措法37の11の4) 4 懸賞金付預貯金等の懸賞金等(措法41の9) 5 割引債の償還差益(措法41の12)

Ⅵ 源泉徴収をする時期

所得税の源泉徴収をする時期は、現実には源泉徴収の対象となる所得を支払う時です。したがって、これらの所得を支払うことが確定していても、現実には支払われなければ原則として源泉徴収をする必要はありません。

- (注) 1 源泉徴収を行う際の「支払」には、現実には金銭を交付する行為のほか、元本に繰り入れ又は預金口座に振り替えるなどその支払の債務が消滅する一切の行為を含みます(基通181～223共1)。
- 2 配当等、役員賞与、組合契約事業から生ずる利益の配分については、現実には支払っていない場合でも一定期間が経過した日に支払ったものとみなされ、源泉徴収をする必要があります(所法181②、183②、212⑤)。

Ⅶ 源泉徴収をした所得税の納付

1 納付期限

源泉徴収義務者が源泉徴収をした所得税は、原則として、その源泉徴収の対象となる所得を支払った月の翌月10日までに納付しなければならないことになっています(所法181ほか)。

なお、この納付期限の日が日曜日、祝日などの休日や土曜日に当たる場合には、その休日明けの日が納付期限となります(国税通則法10②、国税通則法施行令2②)。

この納付期限までに納付されない場合には、原則として源泉徴収義務者は延滞税や不納付加算税などを負担しなければならないこととなります(国税通則法60、67、68)。

2 納期の特例等

(1) 納期の特例

給与等の支給人員が常時10人未満である源泉徴収義務者については、「源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書」を提出してその承認を受けることにより、給与等や退職手当等、税理士等の報酬・料金について源泉徴収した所得税を次のように年2回にまとめて納付する、納期の特例の制度が設けられています（所法216、217）。

なお、この承認申請書を提出した日の属する月の翌月末日までに税務署長から承認又は却下の通知がない場合には、その申請月の翌月末日において承認があったものとされ、その申請月の翌々月の納付分からこの特例が適用されます（所法216、217⑤）。

源泉所得税の区分	納付期限
1月から6月までの間に源泉徴収した所得税	7月10日
7月から12月までの間に源泉徴収した所得税	翌年1月10日

(注) 1 納期の特例の適用が受けられる所得税は、次に掲げるものに限られます（所法216）。

- ① 給与等及び退職手当等（非居住者に支払ったこれらのものを含みます。）について源泉徴収をした所得税
 - ② 弁護士（外国法事務弁護士を含みます。）、司法書士、土地家屋調査士、公認会計士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、測量士、建築士、不動産鑑定士、技術士等に支払った所得税法第204条第1項第2号に掲げる報酬・料金について源泉徴収をした所得税
- 2 この申請書が郵便又は信書便により提出された場合には、その郵便物又は信書便物の通信日付印により表示された日に提出されたものとみなされます（国税通則法22）。

(2) 納期限の特例

(1)の納期の特例の承認を受けている源泉徴収義務者が、その年12月20日までに「納期の特例適用者に係る納期限の特例に関する届出書」を所轄税務署長に提出したときは、その届出をした年以後の各年の7月から12月までの間に源泉徴収した所得税の納期限は、翌年1月20日となります（措法41の6①）。

ただし、その届出をした年以後の各年において、次のいずれかに該当する事実がある場合には、この納期限の特例の適用はなく、その年7月から12月までの間に源泉徴収した所得税の納期限は、翌年1月10日となります（措法41の6②）。

イ その年12月31日において源泉所得税の滞納があること。

ロ その年7月から12月までの間に源泉徴収した所得税を翌年1月20日までに納付しなかったこと。

(注) 1 この届出書が郵便又は信書便により提出された場合には、その郵便物又は信書便物の通信日付印により表示された日に提出されたものとみなされます（国税通則法22）。

2 (1)の納期の特例の承認申請と同時にこの届出書を提出することができます。

3 納付の手続

源泉徴収をした所得税は、e-Tax（イータックス）を利用して納付するか又は「所得税徴収高計算書（納付書）」を添えて最寄りの金融機関若しくは所轄の税務署の窓口で納付します（所法220、所規80、措令25の10の11⑥、25の10の13⑬、26の10①、国税通則法34①）。

また、所得税徴収高計算書（納付書）の種類とその使用区分は、次の表のとおりですが、納付に当たっては、税務署からお知らせしている整理番号を忘れずに納付書に記入してください。

なお、e-Taxに関する詳しい情報は、e-Taxホームページ【www.e-tax.nta.go.jp】でご確認ください。

所得税徴収高計算書（納付書）の種類	略号	左の納付書を使用する所得の種類
給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書（納付書）（一般用及び納期特例用）	給	給与所得、退職所得及び弁護士、税理士等の報酬・料金
報酬・料金等の所得税徴収高計算書（納付書）	報	弁護士、税理士等の報酬・料金以外の報酬・料金等、生命・損害保険契約等に基づく年金及び公的年金等
利子等の所得税徴収高計算書（納付書）	利	利子所得、投資信託（法人課税信託を除きます。）又は特定受益証券発行信託の収益の分配及び匿名組合契約等に基づく利益の分配
配当等の所得税徴収高計算書（納付書）	配	配当所得（投資信託（法人課税信託を除きます。）、特定受益証券発行信託の収益の分配及び源泉徴収選択口座に受け入れた上場株式等に係る配当所得を除きます。）
非居住者・外国法人の所得についての所得税徴収高計算書（納付書）	非	非居住者及び外国法人に支払う各種の所得（割引債の償還差益、源泉徴収を選択した特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得等及び源泉徴収選択口座に受け入れた上場株式等に係る配当所得を除きます。）
償還差益の所得税徴収高計算書（納付書）	償	割引債の償還差益
定期積金の給付補てん金等の所得税徴収高計算書（納付書）	定	定期積金の給付補填金等及び懸賞金付預貯金等の懸賞金等
上場株式等の源泉徴収選択口座内調整所得金額及び源泉徴収選択口座内配当等の所得税徴収高計算書（納付書）	株	源泉徴収を選択した特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得等及び源泉徴収選択口座に受け入れた上場株式等に係る配当所得